

！平成23年度に全構造編を受講した方は、本講習を受講する必要はありません！

平成25年度「震災復旧のための震災建築物の

被災度区分判定基準および復旧技術指針講習会（全構造編）」開催のご案内

1. 目的

大規模な地震により被災した建築物を復旧・復興しようとする場合、被災度区分判定及び復旧に伴う設計・工事監理業務が必要になります。被災度区分判定及び復旧業務を適切に実施するためには、業務に従事する建築士がその業務の内容を習得していることが必須であります。

そこで（一社）静岡県建築士事務所協会では、被災度区分判定及び復旧業務を行うことができる建築士を育成することを目的に（一社）日本建築士事務所協会連合会及び（一財）日本建築防災協会との共催により標記講習会を開催します。建築士の皆様には、是非本講習を受講されるようお願い致します。

講習の受講修了者で希望する建築士には、日本建築防災協会より技術者証（カード式）が発行されます。また、その建築士が所属する建築士事務所、希望する事務所については「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」に掲載し、被災度区分判定や復旧業務を行う場合の建築士事務所の検索、協力要請等の資料として活用することとしております。

なお、平成13年度から16年度まで静岡県では本講習と同様の技術者を養成しましたが、次ページ下の「静岡県からのお知らせ」に記載のとおり、平成26年3月31日をもって終了します。引き続き被災度区分判定等の業務を行うことを希望される方は、本講習の受講をお願い致します。

2. 主催 （一社）静岡県建築士事務所協会

3. 共催 （一社）日本建築士事務所協会連合会、（一財）日本建築防災協会

4. 後援 静岡県

5. 開催日時・会場・定員

※講習開始は9：50～（受付9：30～）

開催地	開催日	会場	定員
静岡	平成25年 9月27日（金）	静岡県男女共同参画センターあざれあ 2F 大会議室 静岡市駿河区馬淵1-17-1 Tel:054-255-8440	144名

6. 受講対象 建築士事務所に所属する1級・2級・木造建築士、建築および防災関係の職員。
なお、技術者証の発行および名簿への掲載対象者は、建築士の資格を有する者に限ります。

7. 受講料 10,000円 §但し、建築士事務所協会会員は、5,000円（協会で半額負担致します）

8. テキスト代 8,000円

※「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」（財）日本建築防災協会発行（2005年12月14日発行第2版第2刷）を使用。

【補足】テキストはこれより以前に発行のもの（2001年9月～）でも受講可。但し、講師は上記のものを使用します。多少異なる部分がある可能性もございますが、そちらを承知の上でご判断下さい。

9. 技術者証の発行

講習会の修了者の希望によって、（一財）日本建築防災協会より「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」（有効期間5年）を発行します。発行手数料2,000円。

※木造建築士が全構造を受講された場合でも、講習修了構造は木造のみとなります。

10. 技術建築士事務所名簿への掲載

本講習の受講者が所属する建築士事務所、希望する事務所については、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」に掲載し、静岡県に提出するとともに（一財）日本建築防災協会および日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震災時に活用の便に供するよう管理します。

1 1. 申込方法

代金を郵便局よりお振込後、申込必要書類（HP からダウンロード可能。URL→<http://www.shijikyo.or.jp/>）を下記申込先まで、必ず郵送か持参にてご提出下さい。※写真が必要なため、FAX では申込受付できません。

- ①受講申込書（受領証のコピーを貼付）※1名につき1枚使用して下さい。
 - ②別記1「技術者名簿掲載及び技術者証発行申込書」
 - ③別記2「技術建築士事務所名簿掲載申込書」
 - ④顔写真1枚（縦3.5cm×横2.5cm *裏面に氏名を記入）※但し、技術者証発行を希望する方は2枚。
- ※②③は希望者のみ

<代金振込先> 郵便局に備え付けの用紙を使用してお振込下さい。
 郵便局 00870-1-92740 【加入者名】（一社）静岡県建築士事務所協会
通信欄に、「被災度講習」及び「受講者氏名」を必ず明記して下さい。
 ※お振込は、受講者1名ごとにお願ひ致します。
 ※振込手数料は、ご負担下さいますようお願い致します。

注1) 納入された代金をご返金致しません。テキスト購入の方が講習会を欠席された場合、後日送付します。
 注2) 申込受付後、講習日の1週間前頃に受講票をハガキにて送付しますので、講習会当日必ず持参し、受付へご提示下さい。

1 2. 申込×切 平成25年 9月 6日（金）必着 ※但し、定員に達し次第締め切ります。

1 3. 申込・問合せ先 （一社）静岡県建築士事務所協会 被災度講習会係 Tel:054-255-8931 / Fax:054-255-8955
 〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 安藤ハザマビル7F

1 4. 時間割・講習内容・講師予定 ※本講習会は、「建築CPD情報提供制度の認定プログラム（予定）」です。

時間割	講習内容	講師
9:50~9:55 (5分)	挨拶・目的	(一社) 静岡県建築士事務所協会
9:55~10:10 (15分)	被災度区分判定講習の経緯	静岡県くらし・環境部 建築住宅局
10:10~10:30 (20分)	被災度区分判定の考え方	耐震評定検討部会 委員 中山 幹 康
10:30~12:00 (90分)	木造建築物の 被災度区分判定基準および復旧技術指針	技術耐震委員会 委員長 川口 達 次
12:00~13:00 (60分)	(休 憩)	
13:00~14:30 (90分)	鉄骨造建築物の 被災度区分判定基準および復旧技術指針	耐震評定検討部会 委員 中山 幹 康
14:30~14:40 (10分)	(休 憩)	
14:40~16:10 (90分)	鉄筋および鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の 被災度区分判定基準および復旧技術指針	技術耐震委員会 委員長 川口 達 次

—静岡県からのお知らせ—

(一財) 日本建築防災協会において、全国レベルで技術者証の発行業務や登録名簿の公開等を実施しておりますので、静岡県がこれまで実施してきた同業務は平成26年3月31日をもって終了することとしました。このため、その後も継続して被災度区分判定業務を実施するにあたっては、それまでの間に本講習会を受講し、新たに技術者証の発行を受けていただきたいと思います。できるだけ多くの皆様に本講習会を受講していただき、震後対策の体制整備にご協力をいただきたいと思いますので、ご理解の程よろしくお願ひします。

！本受講申込書はコピーをとり、講習日まで控えとして下さい！

「震災復日のための震災建築物の被災度区分判定基準および復日技術指針講習会（全構造編）」

受 講 申 込 書

（一社）静岡県建築士事務所協会 御中

【FAXでの申込はできません。】

* 受付 No.

ふりがな		建築士 資格	一級 ・ 二級 ・ 木造 ・ 無資格	
受講者名			※いずれかを○で囲んで下さい。	
勤務先				
勤務先 住所	〒 -			
勤務先 Tel	() -	勤務先 Fax	() -	
区分	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 事務所協会会員 ※いずれかにチェックを入れて下さい。			
A. 技術者名簿 掲載及び 技術者証発行 (希望者のみ)	<input type="checkbox"/> 申込する <input type="checkbox"/> 申込しない ※いずれかにチェックを入れて下さい。 ↳ 申込する方は別記1に必要事項を記入・押印の上、顔写真2枚（縦3.5cm×横2.5cm *裏面に氏名を記入）を添付し、受講申込書と一緒に郵送か持参する。 【※技術者証発行手数料2,000円が必要です。】			
B. 技術建築士 事務所名簿掲載 (希望者のみ)	<input type="checkbox"/> 申込する <input type="checkbox"/> 申込しない ※いずれかにチェックを入れて下さい。 ↳ 申込する方は別記2に必要事項を記入・押印の上、受講申込書と一緒に郵送か持参する。			
注) 「A. 技術者名簿掲載及び技術者証発行」を申込しない方は、顔写真1枚（縦3.5cm×横2.5cm*裏面に氏名を記入）を添付して下さい。【※「顔写真1枚」は受講票用として、受講申込者全員提出が必要です。】				
振込金額 (いずれかに チェックを入れて 下さい。)	<input type="checkbox"/> 20,000円 (一般受講料10,000円+テキスト代8,000円+技術者証発行手数料2,000円) <input type="checkbox"/> 18,000円 (一般受講料10,000円+テキスト代8,000円) <input type="checkbox"/> 12,000円 (*一般受講料10,000円+技術者証発行手数料2,000円) <input type="checkbox"/> 10,000円 (*一般受講料10,000円) <input type="checkbox"/> 15,000円 (事務所協会員受講料5,000円+テキスト代8,000円+技術者証発行手数料2,000円) <input type="checkbox"/> 13,000円 (事務所協会員受講料5,000円+テキスト代8,000円) <input type="checkbox"/> 7,000円 (*事務所協会員受講料5,000円+技術者証発行手数料2,000円) <input type="checkbox"/> 5,000円 (*事務所協会員受講料5,000円) ※テキストを既にお持ちの方は、講習当日必ず持参し、受付の際に受講票と共にご提示下さい。 お忘れになりますと、受講できませんのでご注意下さい。			
テキスト (お持ちの方)	<input type="checkbox"/> 購入する <input type="checkbox"/> *持参する		注意事項	※受講申込書は1名につき1枚使用し、代金も受講者1名ごとにお振込下さい。

ここに受領証のコピーを貼り付けて下さい。

※貼り付けていない場合、申込受付できませんのでご注意下さい。

「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」掲載及び
「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」発行申込書

平成 年 月 日

一般財団法人 日本建築防災協会 殿

私は、一般財団法人日本建築防災協会が作成する「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者名簿」への掲載と、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術者証」の発行を下記により申し込みます。

下記記載事項は事実であることを誓います。

記

都道府県名（ 都道府県）

（「判定・復旧技術者名簿」及び「判定・復旧技術者証」は勤務先所在地の都道府県で区分されますので、勤務先所在地の都道府県名を記入してください。）

フリカナ

- 1 氏 名 _____ ⑩
- 2 生年月日 昭和 年 月 日
- 3 資 格 1級 2級 木造 建築士 番号 _____
- 4 講習修了構造 全構造 _____
- 5 住 所 〒 _____

- 6 e-mail アドレス _____
- 7 勤務先名称 _____
- 8 勤務先所在地 〒 _____

- 9 勤務先電話番号 () — () — ()
- 10 写 真 (縦3.5cm×横2.5cmで裏に氏名を記入した写真1枚をこの申込用紙にクリップで添付してください。)

注1) 技術者名簿及び技術者証の有効期間は5年です。

注2) この申込書の個人情報、技術者名簿の作成、技術者証の発行、更新時の連絡及び技術者へ必要な情報の提供に使用します。

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿
掲 載 申 込 書

平成 年 月 日

(一財) 日本建築防災協会 殿

(一社) 日本建築士事務所協会連合会 殿

建築士事務所等名

代表者氏名

印

下記の「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿掲載に係る了解事項」を理解するとともに、「震災復旧のための震災建築物被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」への掲載を下記名簿掲載内容により希望いたします。

記

震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿掲載に係る了解事項

- ①「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」への掲載を希望する建築士事務所は、「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術者」を有していること
- ②上記建築士事務所は、地震被災後に都道府県等が実施する被災住民に対する震災復旧のための住宅相談の依頼があった場合は、建築士事務所として協力する意思があること
- ③上記住宅相談及び被災住民から依頼のあった震災建築物の被災度区分判定及び復旧の実施にあたっては、誠意をもって対応し、また的確に実施すること
- ④「震災復旧のための震災建築物の被災度区分判定・復旧技術建築士事務所名簿」は、作成した団体が都道府県に送付し、地震被災後の建築物の復旧活動実施の際に活用されること
- ⑤この技術事務所名簿の有効期間は5年とする。

名 簿 掲 載 内 容

・(日事連 単位会) 会員の有無 有 無 (何れかに○印)

・建築士事務所名 _____

・所 在 地 〒 _____

・電 話 番 号 市外局番 () - () - ()

・F A X 番 号 市外局番 () - () - ()

・メールアドレス _____

・判定・復旧技術者氏名・資格・講習修了構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造

氏名 _____ 資格： 建築士 講習修了構造： 全構造

・連絡主管者氏名 _____ 緊急連絡先 () - () - ()

注1) 判定・復旧技術者氏名等の欄は、この用紙で足りない場合は、別紙に追記してください。

注2) 連絡主管者氏名・緊急連絡先の欄は、判定・復旧技術者が複数の場合に1名を選んで記入してください。

注3) この申込書の個人情報、技術事務所名簿の作成に使用し、技術事務所名簿は都道府県に送付するとともに(一財)日本建築防災協会及び(一社)日本建築士事務所協会連合会のホームページに掲載し、震後対策の住宅相談、被災度区分判定及び復旧の相談等の際に使用されます。